

タコ釣いルール

本来、遊漁者は共同漁業権区域内でタコを釣ることはできません。
明石市漁業組合連合会が取り組むタコを守り、育てる活動に賛同し
ルールを守る方に限って、タコ釣りができることとします。

このルールに従わず、漁業権を侵害する行為は「密漁」となり
罰せられることがあります。

(漁業法第195条：100万円以下の罰金)

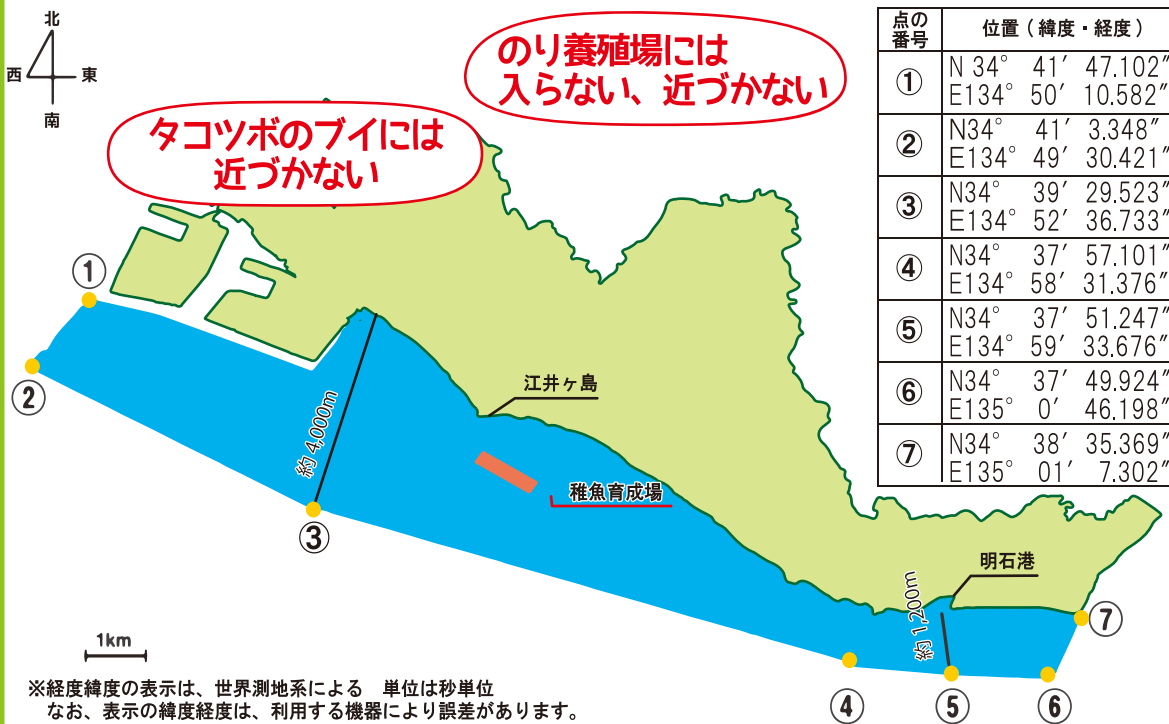
船舶を使用して釣りを楽しむルール

マダコを採捕できる期間：12月1日から4月30日まで

マダコのサイズ制限：体重100グラム以下は採捕することはできません

マダコ釣りの制限：1人当たり10匹まで・使用するタコエギは2個まで

稚魚育成場内：漁業者も含め、水産動植物の採捕は一切できません

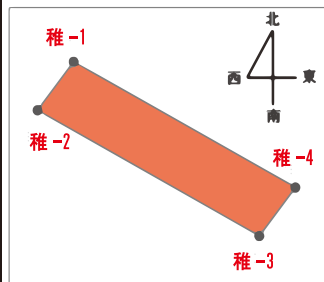


のり養殖場には
入らない、近づかない

タコツボのブイには
近づかない

点の番号	位置(緯度・経度)
①	N 34° 41' 47.102" E 134° 50' 10.582"
②	N 34° 41' 3.348" E 134° 49' 30.421"
③	N 34° 39' 29.523" E 134° 52' 36.733"
④	N 34° 37' 57.101" E 134° 58' 31.376"
⑤	N 34° 37' 51.247" E 134° 59' 33.676"
⑥	N 34° 37' 49.924" E 135° 0' 46.198"
⑦	N 34° 38' 35.369" E 135° 01' 7.302"

稚魚育成場各大図



点の名称	位置(緯度・経度)
稚魚-1	N 34° 39' 56.50" E 134° 54' 50.43"
稚魚-2	N 34° 39' 52.42" E 134° 54' 47.22"
稚魚-3	N 34° 39' 41.81" E 134° 55' 6.98"
稚魚-4	N 34° 39' 45.90" E 134° 55' 10.19"

※経度緯度の表示は、世界測地系による 単位は秒単位
なお、表示の緯度経度は、利用する機器により誤差があります。

※ 遊漁船業によるものも含む ※上図の青色で囲まれた範囲内(第1種共同漁業権)

※ 明石市漁連の会員漁協、播磨町、東播磨、高砂漁協の組合員を除く

陸域から釣りを楽しむルール

◎マダコのサイズ制限：

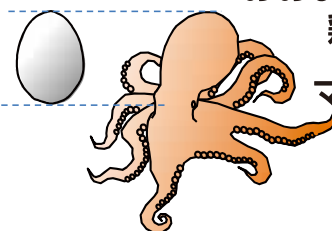
体重100グラム以下は採捕することはできません

◎明石市に限ります

体重100gサイズのおおよその目安

鶏卵1個分

マダコの頭部



釣りを楽しむ共通ルール（5ないルール）

- ① 養殖施設や定置網漁具にロープ等で船舶を繫留しない。近づかない!!
- ② 漁業の操業を妨げる行為はしない
- ③ 採捕したものを販売しない
- ④ ゴミや釣り針等を海に捨てない
- ⑤ 小さいサイズは持ち帰らない



タコの漁獲量推移

（明石市）



タコ資源を守る取り組み

- 海底を耕して、海の栄養を戻す活動も続けています。
海底耕耘の活動を
紹介した動画はこちら
- タコ類（マダコ・イイダコ）の資源の推移をみると、一時的に危機的状況から回復する傾向がみられますが、油断せずに資源を守る取り組みを続ける必要があります。
- 抱卵マダコは、タコつぼごと、稚魚育成場に放流しています。



私たちは、このルールに賛同して協力しています

(公財)日本釣振興会、(一社)全日本釣り団体協議会、大阪釣具協同組合、兵庫県釣りインストラクター連絡機構、大阪府釣り団体協議会、(一財)日本船舶職員養成協会近畿 JEIS神戸・JEIS近畿、あかし玉子焼ひろめ隊、(一社)明石観光協会、明石おさかな普及協議会、明石市農水産課、兵庫県水産課、NPO 法人 UWH 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

お問い合わせ

明石市漁業組合連合会

明石浦漁協：078-912-1771
江井ヶ島漁協：078-946-1313
西二見漁協：078-943-1105

林崎漁協：078-922-2510
東二見漁協：078-942-2020

2024
年版